

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）の概要

1 改正理由

公印使用簿の作成を電磁的方法により行うことができるようにするため、この訓令の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

公印使用簿の様式を改める。

3 施行期日

令和7年4月1日

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

2

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案説明

公印使用簿の作成を電磁的方法により行うことができるようにするため、この訓令の一部を改正しようとするものである。